共同企業体協定書

（目的）

第１条　本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（１）沖縄県の発注に係る第12回県民意識調査及び分析業務（以下「委託業務」という。）の受託

（２）前号に附帯する業務

２　前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立する共同企業体は、第12回県民意識調査及び分析業務に係る共同企業体 (以下、「本共同企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本共同企業体は、事務所を●●（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本共同企業体は、令和●年●月●日に成立し、本委託業務の契約履行後３月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の規定に関わらず、本共同企業体は、委託業務を受託することができないことが確定した日に解散する。

３　第１項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者

所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者

所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者

（幹事企業及び代表者）

第６条　本共同企業体の幹事企業は、●●とする。

２　本共同企業体の幹事企業代表者を、本共同企業体の代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本共同事業体の代表者は委託業務の実施に関し、本共同企業体を代表して発注者と契約を締結するとともに、発注者及び関係機関等と折衝する権限並びに委託料の見積、請求、受領及び本共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営会議）

第８条　本共同企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、委託業務の運営に当たるものとする。

（業務の分担）

第９条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部について発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

●●業務 （構成員名）

●●業務 （構成員名）

●●業務 （構成員名）

（構成員の責任）

第10条　本共同企業体は、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、各構成員は、委託業務の執行に関し連帯して責任を負うものとする。

２　本共同企業体の構成員が、その分担に係る委託業務の執行に関し、当該構成員の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、当該構成員がこれを負担するものとする。

（取引金融機関）

第11条　本共同企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、本共企業業体の代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（委託業務途中における構成員の脱退）

第13条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本共同企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

（委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、本共同企業体の残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という。）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本共同企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が協同連帯して委託業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第15条　本共同企業体が解散した後においても、委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。ただし、県との委託契約に係る事項については、事前に県と協議したうえで定めるものとする。

（管轄裁判所）

第17条　本協定の紛争については、●●地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

幹事企業●●他●社は、上記のとおり第12回県民意識調査及び分析業務に係る共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、沖縄県へ副本１通を提出するものとする。

令和●年●月●日

代表者 所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者 　印

所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者 　印

所　 在　 地

商号又は名称

代　 表 者 　印